

## 在日インド大使館

\*\*\*

### 「エア・バブル」制度でインドに渡航する旅客向け標準的運用手順(SOP)

#### 航空券購入について

1. インドと日本は『エア・バブル』制度の対象国となっています。同制度の適用により、在日インド大使館での渡航者事前登録の必要はなくなりました。今後はインド便を運航している航空会社に直接、航空券予約を行ってください。

2. エアインディア社は『エア・バブル』制度に基づき、デリー-東京便及び東京-デリー便を2020年11月2日から2021年3月28日まで運行します。運航スケジュールは下記リンクで確認ください。:

(<http://www.airindia.in/images/pdf/VBM-Phase-7-Sheet-B-Air-Bubble-flights.pdf>)

3. 『エア・バブル』便での渡航には、在日インド大使館発行の『異議なし証明書』は必要ありません。

#### 『エア・スヴィダ』登録

1. インドへ渡航される方全員に、『エア・スヴィダ』ポータルサイトでの登録が義務化されています。登録申請は登場予定日の72時間前までに行わなければなりません。チェックイン時には、登録書のプリントアウトを持参してください。『エア・スヴィダ』ポータルサイトへのリンクはこちら <https://www.newdelhiairport.in/airsuvidha/apho-registration>

2. デリーへ渡航する方については、同意書の記入・提出の必要がなくなりました。

#### 『エア・スヴィンダ』制度 (隔離措置免除措置)

1. インド政府は、最初の入国港での7日間の隔離措置を義務化しています。この隔離措置を免除することもできますが、エア・スヴィダのポータルサイトに記載されている条件を満たしていなければなりません。2020年11月5日付でインド政府保健家族福祉省が発表した最新ガイドラインもご確認ください:

<https://www.mohfw.gov.in/pdf/05112020Guidelinesforinternationalarrivals.pdf>

2. RT-PCR 検査の結果を基に隔離措置免除を希望する場合、インドへの航空便の出発時間の72時間前までに、RT-PCR 検査を受け、その結果をエア・スヴィダポータルサイトに提出し審査を受けなければなりません。また、最初の入国港で保健担当官に提出できるよう、RT-PCR 検査の結果報告書の原本を携行して渡航してください。RT-PCR 試験の陰性結果を受

けて政府による隔離措置を免除されたとしても、入国から 14 日間は自身の健康をセルフモニタリングしていただくようになります。

3. 渡航前にエア・スヴィダポータルサイトでの登録をしなかった方、また入国時に RT-PCR 試験陰性報告書を携帯していなかった方については、2020 年 11 月 5 日にインド政府保健家族福祉省が発出した SOP に記載されている規約が適用されます。政府による隔離措置免除の特定カテゴリー別要件はこちらのリンクからご確認ください：

<https://www.newdelhiairport.in/airsuvidha/covid-19-exemption-international-passenger>

## **隔離措置**

1. 健康上または COVID19 関連の隔離措置については、インド政府健康家族福祉省発出のガイドラインが継続的にまた厳格に適用されます。

\*\*\*\*\*